

外国 PEPs について

以下の項目のいずれかに該当する場合は、外国 PEPs に該当します。

1.外国の元首及び過去外国元首であった者

2.外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者

- 日本における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

3.上記に掲げる者の家族(配偶者(事実婚を含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の父母及び子)